

提出期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
 - (2) 婚姻が取り消された日
 - (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）
- ただし、裁判手続により分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求することができなくなります。

請求書に添えなければならない書類

1. ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類

- ・個人番号を記入したとき

マイナンバーカードをご提出ください。お持ちでない場合は、以下の①および②をご提出ください。※1
 ①個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）
 ②身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
 ※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
 ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、国家公務員共済組合連合会へお問い合わせください。

- ・基礎年金番号を記入したとき

基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにできる書類をご提出ください。※3
 ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。

2. 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ

- ・戸籍の謄本
- ・当事者それぞれの戸籍の抄本
- ・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）
 ※ 書類は請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。また、事実婚関係期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となります。詳細は国家公務員共済組合連合会にお問い合わせください。

3. 請求日前1か月以内に作成された当事者（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方）の生存を証明することができる書類（2の書類で確認できる場合は必要ありません。）

4. 当事者の一方が死亡した場合（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合）は、死亡者の死亡の事実および死亡年月日を証明することができる書類（2の書類で確認できる場合は必要ありません。）

5. 按分割合が記載されている以下の書類のうちいずれかひとつ（3号分割のみの請求の場合は不要です。）

- ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき
 - ・公正証書の謄本または抄本（電磁的記録をもって作成された公正証書に記録されている事項の全部または一部を出力した書面であって、公証役場で出力し交付されたものを含む）、公証人の認証を受けた私署証書
 - ・当事者双方が標準報酬改定請求をすることおよび請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類（当事者双方（それぞれ代理人可）が国家公務員共済組合連合会に直接書類等を持参して請求する場合に限る。）
- ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき
 審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本または抄本および確定証明書 / 調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本または抄本

※ 当事者の状況や請求方法（当事者等が書類を持参して請求する場合）によって添付書類が異なる場合があります。
 添付書類の詳細については国家公務員共済組合連合会にお問い合わせください。

個人情報の利用目的について

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第17条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

届書コード	処分区	①基礎年金番号	②生年月日	③選択項目
7	8	2	2	
④発行指示	1(1.2項目)・2(3.4項目)・3(5.6項目)・4(7.8項目)	⑤送付先氏名	(フリガナ) (氏)	(名)
⑥送付先郵便番号	⑦送付先住所	市 区 町 村		

◆標準報酬改定通知書発行

①基礎年金番号	②生年月日	③選択項目		
7	8	2	2	1
④発行指示	1(1.2項目)・2(3.4項目)・3(5.6項目)・4(7.8項目)	⑤送付先氏名	(フリガナ) (氏)	(名)
⑥送付先郵便番号	⑦送付先住所	市 区 町 村		

受付登録コード				
1	7	8	2	1

届書コード	処理区分
7	8

標準報酬改定請求書

（離婚時の年金分割の請求書）

◆ 請求する年金分割の種類について、該当する数字を丸で囲んでください。

1. 合意分割

2. 3号分割のみ

合意分割…当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。
 3号分割…国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

◆ 太枠□の中に必要事項をご記入ください。（2ページ目以降もご記入ください。）

① 基本 情 報	請求者						配偶者であった方					
	(1) 個人番号※1 〔または基礎年金番号〕			①	②	③	④	①	②	③	④	
	(2) 生年月日			大正・昭和・平成	年	月	日	大正・昭和・平成	年	月	日	
	(3) 氏名			(フリガナ) (氏)	(名)	(フリガナ) (氏)	(名)	(フリガナ) (氏)	(名)	(フリガナ) (氏)	(名)	
	(4) 住 所			郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	
	(5) 電話番号			—			—			—		
改定者区分 (職員記入欄)	⑥ 1. 第一号改定者 2. 第二号改定者	③ 1. 被扶養配偶者 2. 第一号改定者 2. 第二号改定者	④ 1. 第一号改定者 2. 第二号改定者									

※1 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 婚 姻 期 間 等	婚姻した日			⑪ 昭和・平成・令和	年	月	日	
	離婚した日または婚姻が取り消された日			⑪ 令和	年	月	日	
	事実婚期間の有無 (右欄の該当する数字を丸で囲んでください。)			1. 事実婚期間を有しない。⇒ ③欄（裏面）へ進む 2. 事実婚期間のみを有する。⇒ ア・イ・ウを記入する 3. 事実婚期間と事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する。⇒ 記入する	ア 事実婚第3号被保険者期間の初日	年	月	日
	イ 事実婚関係が解消したと認められる日			⑪ 令和	年	月	日	
	ウ 事実婚第3号被保険者期間			昭和 年 月 日 から 年 月 日 まで 平成 年 月 日 から 年 月 日 まで 令和 年 月 日 から 年 月 日 まで	昭和 年 月 日 から 年 月 日 まで 平成 年 月 日 から 年 月 日 まで 令和 年 月 日 から 年 月 日 まで			
	※2 事実婚第3号被保険者期間は、事実婚期間にある間に、一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間です。 記入欄には該当するすべての期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の「備考」欄にご記入ください。			6 施機開業 付年月日	7 業務センタ 付年月日			

※2 事実婚第3号被保険者期間は、事実婚期間にある間に、一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間です。
記入欄には該当するすべての期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の「備考」欄にご記入ください。

- ◆ 第一号改定者（合意分割における分割される者）または特定被保険者（3号分割における分割される者）が対象です。
ポータビリティ制度の利用により基金間における年金資産の移換を行った場合には、移換先の基金名をご記入ください。

③ ポータビリティ制度	請求者			配偶者であった方 * 当事者一方のみによる請求の場合、わかる範囲でご記入ください。		
	厚生年金基金のポータビリティ制度の利用有無 (数字を丸で囲んでください)	⑦ <input type="radio"/> 利用していない。 ⑧ <input type="radio"/> 利用している。 (厚生年金基金名:)	⑨ <input type="radio"/> 利用していない。 ⑩ <input type="radio"/> 利用している。 (厚生年金基金名:)			
<p>○ 厚生年金基金のポータビリティ制度</p> <p>厚生年金基金におけるポータビリティとは、「会社を変わった場合でも、それまで積み立てていた年金の原資を持ち運べること」です。具体的には、転職先企業の制度の規約と本人同意を要件に、転職先の企業年金に積立金を移換し、元会社での勤続年数を通算できる制度です。</p> <p>離婚時の厚生年金の分割制度においては、第一号改定者（合意分割における分割される者）または特定被保険者（3号分割における分割される者）について厚生年金基金に加入していた期間の標準報酬が分割された場合、現価相当額を政府は厚生年金基金から徴収します。本欄はその徴収先の厚生年金基金を把握するためにご記入いただくものです。</p>						

- ◆ 標準報酬改定請求をする場合は、必ずご記入ください。

④ 請求の意思確認	請求者			配偶者であった方 * 当事者一方のみによる請求の場合、配偶者欄の記入は不要です。		
	(1) 請求の意思確認 (右欄に□してください。)	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法第78条の2または第78条の14の規定に基づき標準報酬改定請求を行います。		<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法第78条の2または第78条の14の規定に基づき標準報酬改定請求を行います。		
(2) 死亡年月日 配偶者であった方が既に死亡している場合	配偶者であった方の死亡年月日	令和	年	月	日	

- ◆ 合意分割（3号分割の同時請求を含む）を請求する場合は、以下の⑤欄、⑥欄をご記入ください。

3号分割のみを請求する場合は、⑤欄、⑥欄の記入は不要です。

⑤ 按分割合 ※3	0					

※3 当事者間の協議により合意した按分割合または裁判手続により定めた按分割合をご記入ください。（小数点以下五位未満は四捨五入）

- ◆ 標準報酬改定請求を行おうとする期間について、当事者以外の方に扶養され、第3号被保険者となっていた期間（または当事者以外の方を扶養し、第3号被保険者としていた期間）についてご記入ください。

⑥ 対象期間等に含めない期間	請求者			配偶者であった方 * 当事者一方のみによる請求の場合、わかる範囲でご記入ください。							
	(1) 当事者以外の方との第3号被保険者期間 (右欄の該当する数字を丸で囲んでください。)	1. 該当する期間はない。 2. 該当する期間がある。⇒ (2)欄を記入する		1. 該当する期間はない。 2. 該当する期間がある。⇒ (2)欄を記入する							
(2) 当事者以外の方の氏名等 当事者以外の方との第3号被保険者期間がある場合は、該当する数字を丸で囲み、当事者以外の方の氏名等をご記入ください。	1. 当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある 2. 当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある		1. 当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある 2. 当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある								
(フリガナ) (氏)	(名)	(フリガナ) (氏)	(名)	(生年月日) 大正・昭和・平成	年	月	日	(生年月日) 大正・昭和・平成	年	月	日
(基礎年金番号)		(基礎年金番号)		(基礎年金番号)		(基礎年金番号)		(基礎年金番号)		(基礎年金番号)	

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

⑪ 按分割合	%	⑫ 共済組合コード1	.	.	.	⑬ 共済組合コード2	.	.	.	⑭ 共済組合コード3	.	.	.
⑮ (自)	昭和 平成 令和	年	月	日	(至)	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日
⑯ (自)	昭和 平成 令和	年	月	日	(至)	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日
⑰ (自)	昭和 平成 令和	年	月	日	(至)	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日
⑱ (自)	昭和 平成 令和	年	月	日	(至)	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日

⑦ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録	事業所名称（支店名等）、 船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または 国民年金の加入期間	加入年金制度 (○で囲んでください)	事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入当時の住所
	1	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
2	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
3	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
4	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
5	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
※6 備考				

基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険、国民年金 または船員保険の手帳記号番号
-------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑧ 配偶者であった方の婚姻期間等に係る資格記録	事業所名称（支店名等）、 船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または 国民年金の加入期間	加入年金制度 (○で囲んでください)	事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入当時の住所
	1	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
2	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
3	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
4	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
5	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国年 厚年 船保 共済		
※6 備考				

基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険、国民年金 または船員保険の手帳記号番号
-------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※4 駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、「事業所名称」欄に部隊名、施設名および職種をできるかぎりご記入ください。

※5 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「勤務期間」欄の（至）に「継続中」とご記入ください。

※6 記入欄が足りない場合には、「備考」欄にご記入ください。

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

⑨ 特定期間	(自) 昭和 平成 令和	年	月	日	(至) 昭和 平成 令和	年	月	日
	(自)	.	.	.	(至)	.	.	.
(自)	.	.	.	(至)	.	.	.	
(自)	.	.	.	(至)	.	.	.	
(自)	.	.	.	(至)	.	.	.	
(自)	.	.	.	(至)	.	.	.	

4. 当事者的一方が死亡した場合（第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合）は、死亡者の死の事実および死亡年月日を証明することができる書類（戸籍の抄本、住民票（コピー不可）等）

（注）2の書類で確認できる場合は必要ありません。

5. 按分割合が記載されている以下の書類のうちいずれかひとつ（3号分割のみの請求の場合は不要です。）

① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき

公正証書の謄本または抄本（電磁的記録をもって作成された公正証書に記録されている事項の全部または一部を出力した書面であって、公証役場で出力し交付されたものを含む）、公証人の認証を受けた私署証書

（注1）

② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき（注2）（注3）

ア 審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本または抄本および確定証明書

イ 調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本または抄本

（注1）①については、按分割合のほかに、分割改定の請求についての当事者間の合意が記載されていることが必要です。

（注2）②のうち、審判書または調停（和解）調書の謄本または抄本を添付する場合に、審判または調停の申立てをした日を証する書類（裁判所が発行する証明書）が必要となることがあります。

（注3）家庭裁判所で住所または氏名の秘匿決定を受けた場合には、秘匿事項届出書面謄本および秘匿決定謄本があわせて必要となります。

6. 国家公務員共済組合連合会に直接書類等を持参して請求を行う場合は、上記の5に代えて以下の書類等を持参することにより請求できます。（当事者双方、当事者一方と当事者他方の代理人または当事者双方のそれぞれの代理人、いずれの組合せでも来所することが可能ですが、必ず2人で来所していただくことが必要です。）

① 当事者双方が標準報酬改定請求をすることおよび請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類

② 持参する方に応じて必要となる書類

ア 当事者が国家公務員共済組合連合会に来所する場合

・当事者の運転免許証、運転経歴証明書 平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、旅券（令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る）、マイナンバーカードまたは当事者の印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書

イ 当当事者の代理人が国家公務員共済組合連合会の窓口に来所する場合

・当事者の記名および押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付が必要です。）
・代理人の運転免許証、運転経歴証明書 平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、旅券（令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る）、マイナンバーカードまたは代理人の印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書

※ ①の書類の様式および委任状の様式は国家公務員共済組合連合会に備えつけてあります。

お問い合わせ先について

◎国家公務員共済組合連合会（KKR）年金部（〒102-8082東京都千代田区九段南1-1-10九段合同庁舎）

ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル☎0570-080-556<ナビダイヤル>

※0570におかけになれない場合03-3265-8155（一般電話）へお問い合わせください。

個人情報の利用目的について

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第17条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払

2. 長期給付に関する情報提供

3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供

別紙

標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）の記入方法等について

年金分割請求の留意事項

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

（1）離婚が成立した日

（2）婚姻が取り消された日

（3）事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続く法律婚期間を有する場合を除く）

ただし、年金分割の請求期限には以下の特例があります。

（1）次の事例に該当した場合、その日の翌日から起算して6か月経過するまでに限り請求が可能です。

① 異婚から2年を経過するまでに審判申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に審判が確定した。

② 異婚から2年を経過するまでに調停申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6カ月以内に調停が成立した。

③ 按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に按分割合を定めた判決が確定した。

④ 按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に按分割合を定めた和解が成立した。

（2）既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月経過すると請求することができません。

記入上の注意点

- 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたベンまたはボールペンは、使用しないでください。
- 請求書の太枠□の中に必要事項をご記入ください。

請求書の記入方法等について

「請求する年金分割の種類」欄について

- 請求する年金分割の種類について、該当する数字を丸で囲んでください。
「合意分割」とは、当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、当事者の方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。
「3号分割」とは、国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

「① 基本情報」欄について

- 当事者二人による共同の請求、当事者一方のみによる請求に関わらず、「請求者」欄、「配偶者であった方」欄の両方を記入してください。
- 旧姓がある方は、氏名欄にご記入をお願いします。「(3) 氏名」および「(4) 住所」のフリガナは、カタカナでご記入ください。
- 当事者二人による共同の請求の場合、「(4) 住所」欄、「(5) 電話番号」欄について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。
- 当事者一方のみによる請求の場合、配偶者であった方の個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号が不明の場合は、「(1) 個人番号（または基礎年金番号）」欄に「不明」と記入し、また、配偶者であった方の現住所が不明の場合は、「(4) 住所」欄に「不明」とご記入ください。

「② 婚姻期間等」欄について

- 「(1) 法律婚期間」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等における法律婚期間（婚姻の届出

をした期間をいう。以下同じ。)をご記入ください。「婚姻した日」は、戸籍謄(抄)本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「離婚した日または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄(抄)本の「離婚の届出年月日」等をご記入ください。なお、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が事実婚期間(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。)のみの場合は記入不要です。

- 「(2) 事実婚期間」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等における事実婚期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。
- 「ア 事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(または妻)が、妻(または夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日を記入し、「イ 事実婚関係が解消したと認められる日」は、「事実婚関係を解消した日」をご記入ください。
- 「ウ 事実婚第3号被保険者期間」は事実婚期間のうち、夫(または妻)が妻(または夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の備考欄にその続きをご記入ください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からぬ場合は、年金事務所で記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

「③ ポータビリティ制度」欄について

- 厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していない場合は「0. 利用していない」の数字を丸で囲んでください。利用している場合は「1. 利用している」の数字を丸で囲み、移換先の基金名をご記入ください。
- 当事者一方が請求する場合、配偶者であった方についてわかる範囲でご記入ください。

「④ 請求の意思確認」欄について

- 当事者二人による共同の請求の場合、「請求者」欄、「配偶者であった方」欄の両方をご記入ください。
- 当事者一方のみによる請求の場合、「請求者」欄のみご記入ください。
- 「(1) 請求の意思確認」欄は、標準報酬改定請求をする場合には必ずしてください。
- 当当事者の方(配偶者であった方)が既に死亡している場合には、死亡した年月日をご記入ください。

「⑤ 按分割合」欄について

(第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。)

- 以下の書類に記載された按分割合をご記入ください。
 - ・公正証書(謄本または抄録謄本)
 - ・公証人の認証を受けた私署証書
 - ・按分割合を定めた確定審判、調停調書、確定判決、和解調書のいずれか(謄本または抄本)
- なお、記載された按分割合に小数点以下五位未満の端数がある場合は、これを四捨五入してください。

「⑥ 対象期間等に含めない期間」欄について

(第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。)

- 標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が、次の①または②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間等から①および②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき標準報酬を改定することになります。
 - ① 当当事者二人以外の者(以下「第三者」という。)が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
 - ② 当当事者二人のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
- 「(1) 当当事者以外の方との第3号被保険者期間」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。当事者一方のみによる請求の場合で、当事者の他方について上記の①または②の期間が不明の場合は、欄内に「不明」とご記入ください。
- 「(2) 当当事者以外の方の氏名等」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間について該当する数字を丸で囲み、当該第三者の氏名(必ずフリガナもご記入ください)、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。第三者の生年月日、基礎年金番号が不明の場合は、「不明」とご記入ください。

- 当当事者二人の間で年金分割を行った後に、①または②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効になることがありますので、ご留意ください。
- 当当事者の二人が共同で請求する場合、第三者に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」とご記入ください。

「⑦ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録」欄および「⑧ 配偶者であった方の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

- それぞれ婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。

《記入例》

事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等		勤務期間または国民年金の加入期間	加入年金制度 (○で囲んでください) または国民年金加入当時の住所
1	(有)〇〇商店	(自)昭和50年4月1日 (至)昭和61年3月31日	国年厚年 船保共済 台東区台東2-X
2	国民年金	(自)昭和61年4月1日 (至)平成6年9月30日	国厚年 船保共済 杉並区高井戸西3-X-X
3	△△科学(株)	(自)平成6年10月1日 (至)平成15年3月31日	国年厚年 船保共済 江東区亀戸5-X-X
4	△△科学(株) 大阪工場	(自)平成15年4月1日 (至)平成27年3月31日	国年厚年 船保共済 大阪市東区谷町9-X
5	〇〇省共済組合	(自)平成27年4月1日 (至)継続中	国年厚年 船保共済 千代田区霞が関7-X
備考			

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の春とか秋までといったようにご記入ください。
詳しくわからないときでも、都市名まではご記入ください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、「国民年金」とご記入ください。
社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。
厚生年金保険の被保険者である状態が継続している場合には、「継続中」とご記入ください。

請求書に添えなければならない書類

1. ①欄(1)に記入した基礎年金番号または個人番号を確認できる以下の書類
 - ・個人番号を記入したとき
マイナンバーカードをご提出ください。お持ちでない場合は、以下の①および②をご提出ください。※1
 - ① 個人番号が確認できる書類:個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ② 身元(実存)確認書類:運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
 - ※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
 - ※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、国家公務員共済組合連合会へお問い合わせください。
 - ・基礎年金番号を記入したとき
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにできる書類を提示してください。※3
 - ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。
2. 当当事者双方の身分関係(婚姻期間等)を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ
 - ・戸籍の謄本
 - ・当事者それぞれの戸籍の抄本
 - ・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書(住民票の写しにより代えることはできません。)

(注) 請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。事実婚関係にあった期間を有する方や事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合により請求をされた方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類や事実上離婚したと同様の事情にあると認められることを明らかにする書類が必要となりますので、詳細については国家公務員共済組合連合会にお問い合わせ下さい。
3. 請求日前1か月以内に作成された当事者(第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方)の生存を証明することができる書類(戸籍の抄本、住民票(コピー不可)等)。

(注) 2の書類で確認できる場合は必要ありません。